

木津川流域における連携を考える

奈良県立大学 古山周太郎

1. 観光と連携

観光立国推進基本計画

通過型観光から着地型、滞在型の観光へ、地域経済活性化のツールとしての観光
求められる広域観光「自治体担当者の約半数が広域観光への取り組みを期待」

広域連携における魅力的な観光地形成

モデルルート、広報活動、官民一体となった観光の振興へ
様々なレベル、主体間の連携（自治体と民間、自治体間、観光業と他産業、観光地間など）

2. 観光圏について

観光圏整備法の目的（1条）と内容

「この法律は、（略）観光地の特性を生かした良質なサービスの提供、関係者の協力及び観光地相互間の連携が重要となっていることにかんがみ、（略）観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を生かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進し、もって観光立国の実現に資するとともに、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。」

画一的大規模開発（リゾート法）でなく、地域らしさを活かした主体的な取組を重視

内容：基本方針の策定、観光圏整備計画の作成およびその実施についての取り決め

観光圏とは（2条）

「観光圏とは、滞在促進地区が存在し、かつ、自然、歴史、文化等において密接な関係が認められる観光地を一体とした区域であって、当該観光地相互間の連携により観光地の魅力と国際競争力を高めようとするもの」

圏域の設定にはかなりの自由度が認められている（行政区域によらなくてもよい）

現実的な観光戦略のもとに目標とターゲットを決めたうえでの圏域設定が可能

基本方針の特徴

農山漁村は、「心豊かな暮らしと自然・文化・歴史を大切にする良き伝統を代々伝える場所」とし、農山漁村の地域間交流を促進することで、「新たな活力をもたらし、国民全体が農山漁村の魅力を楽しむことにつながる」ことを強調

3. 観光圏整備計画

計画の内容

1) 基本的な方針 2) 観光圏の区域 3) 滞在促進地区の区域 4) 観光圏整備計画の目標 5) 観光圏整備事業及びその実施主体に関する事項 6) 計画期間 7) その他

策定により各種の支援制度、特例措置を受けられる

計画策定の状況

全国 48 地域で計画を策定済(平成 20 年に 16 地域、平成 21 年に 14 地域、平成 22 年に 15 地域、平成 23 年に 3 地域)

観光圏の概要

延べ宿泊者数(平均 万人)、圏域を構成する自治体数(平均)

有名な観光地を連携した圏域、河川流域を中心とした圏域、島を含む海を中心とした圏域、山岳地帯にある圏域など圏域の決め方は様々

計画の内容の特徴

ソフト事業(地域ブランドづくり、ルート・プログラム作成、コーディネート人材育成など)と、ハード事業(宿泊施設の質の向上や特産品開発、交通の整備など)の一体的な事業展開

4. 流域について

流域の特性

自然の地形によって確定された領域(制度による行政区域)、河川を中心とした社会空間、入れ子構造(大流域、小流域や亜流域)

流域の可能性

河川に関わる団体同士の連携と河川整備計画への住民参加(木津川上流域)

都市部と農山村との交流のきっかけづくり

【参考文献】

・二神真美「観光圏の整備と着地型観光の事業開発に関する一考察」NUCB journal of economics and information science 54(2), 235-240, 2010

・自然と共生した流域圏・都市の再生」ワークショップ実行委員会編著 『自然と共生した流域圏・都市の再生』 山海堂 2005

・六宮彰宣,土肥真人「多摩川水系河川整備計画策定プロセスにみる社会空間形成における河川の可能性」ランドスケープ研究 66(5), 745-748,2003

・観光庁ホームページ <http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/seibi.html>